

(早期)経営改善計画策定費用の一部を



当協会が補助します!



令和6年4月1日から、国が実施している「経営改善計画策定支援事業(以下「405事業」という。)」または「早期経営改善計画策定支援事業(以下「ポスコロ事業」という。)」の支援対象者のうち、大阪信用保証協会をご利用中の方を対象に、自己負担部分の一部を当協会が補助します。

405事業とは…

金融支援を必要とする中小企業のみならず、認定支援機関の支援を受けて経営改善計画を策定する際に、その費用の2/3(上限200万円)を国が補助する事業です。

ポスコロ事業とは…

本格的な経営改善が必要となる前の早期段階において、中小企業のみならず、認定支援機関の支援を受けて早期の経営改善計画を策定する際に、その費用の2/3(上限15万円)を国が補助する事業です。

※405事業・ポスコロ事業の詳細については、両事業の窓口となる最寄りの中小企業活性化協議会にお問い合わせください。

保証協会補助の要件

対象となる方※

・国が実施している405事業(通常枠に限ります。) または ポスコロ事業の補助を受けられる方
・保証協会補助の支払申請時点で当協会の利用残高がある方 等

※ 405事業 中小版GL枠は対象外です。

※ その他の要件は「(早期)経営改善計画策定支援に係る補助事業利用申請書兼情報同意書(当協会Webサイトに掲載)」をご確認ください。

対象費用

計画策定費用

※伴走支援費用および金融機関交渉費用は対象外です。

補助金額

計画策定費用の **1/6** かつ
(千円未満切り捨て)

405事業は **上限50万円**

ポスコロ事業は **上限5万円**

※ 利用申請時点で活性化協議会へ申請した「業務別見積明細書」の金額を超えることはできません。



〈補助額の例〉405事業の計画策定費用が150万円となる場合…

計画策定費用 **150万円**

補助なし

国の405事業補助 **100万円**
費用の2/3

自己負担 **50万円**
費用の1/3

補助あり

国の405事業補助 **100万円**
費用の2/3

自己負担 **25万円**
費用の1/6

保証協会補助 **25万円**
費用の1/6

自己負担が **25万円**に
軽減!

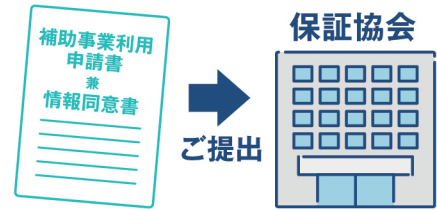
自己負担50万円のうち、後日、当協会が25万円を補助します。

ご利用の流れ

中小企業活性化協議会に対して405事業・ポストコロナ事業の利用申請を行ったうえで^(※)、当協会の補助事業の利用を希望される場合は、

(早期) 経営改善計画策定支援に係る補助事業利用申請書兼情報同意書 別紙を当協会あてにご提出ください。

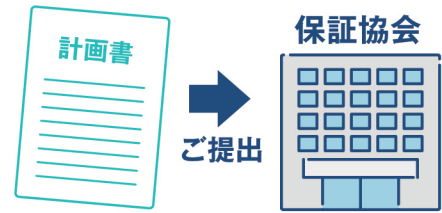
(※) 令和6年4月1日以降に、中小企業活性化協議会において405事業・ポストコロナ事業の利用申請受付を行った方が対象となります。



認定支援機関とご相談のうえ、

計画書を策定し、当協会あてにご提出ください。

なお、405事業の場合は、当協会が主催する「**経営サポート会議**」にて、債権者等と意見交換を行い、後日、全債権者から、計画内容について同意を得る必要があります。



認定支援機関に自己負担部分(計画策定費用の1/3)をお支払いいただいたうえで、

中小企業活性化協議会に**国の405事業・ポストコロナ事業に係る補助金交付申請**を行ってください。

- 認定支援機関へのお支払い (計画策定費用の1/3)
- 国の405事業・ポストコロナ事業に係る補助金交付申請



中小企業活性化協議会から認定支援機関への補助決定を確認後、お客さまに対し、

当協会から「**(早期) 経営改善計画策定支援に係る補助事業補助金交付申請書**」をお送りしますので、振込先口座をご指定のうえ、**当協会事務局までご返送ください。**

申請が適切な場合、ご指定の口座に協会補助金の振込を行います。

※協会補助金は、お客さまに直接お支払いします。(認定支援機関にお支払いするものではありません。)

※本事業のご利用は、申込状況等によりご希望に沿えない場合がございますので、ご了承ください。
※本事業のご利用は、新規保証をお約束するものではありません。



協会補助に関するお問い合わせ先

大阪信用保証協会 企業支援部 ソリューション推進室 業務推進課(補助事業事務局)
<https://www.cgc-osaka.jp/business-support/about/>

TEL 06-6131-4538



主なご留意点

協会補助をご利用の際は、以下についてご留意ください。

- ・ 協会補助は年度ごとに補助総額を定めて実施しています。このため、補助総額を超えた場合は、期限内でもご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。
また、申請時期によっては、補助金のお支払いが翌年度となる場合があります。
- ・ 当年度に当協会の経営サポート事業をご利用の場合は、原則として協会補助の対象外です。
- ・ 協会補助は、お客さまに直接お支払いします。（認定支援機関にお支払いするものではありません。）
- ・ 対象経費について、協会補助と他の補助金等を重複して受けることはできません。
- ・ 中小版GL枠は、協会補助の対象外です。
- ・ 伴走支援費用および金融機関交渉費用は、協会補助の対象外です。
- ・ 経営改善計画策定支援事業にて協会補助を利用される場合は、経営サポート会議の開催が必要です。（早期経営改善計画策定支援事業の場合は不要です。）
- ・ 協会補助は、令和6年4月1日以降に、中小企業活性化協議会において、（早期）経営改善計画策定支援事業の利用申請が受付された方が対象です。
（令和6年3月31日以前に申請された場合は対象外です。）
- ・ 申込状況やご不明点については、協会担当者までお問合せください。

【お問い合わせ先】

大阪信用保証協会

企業支援部 ソリューション推進室 業務推進課

TEL 06-6131-4538

